

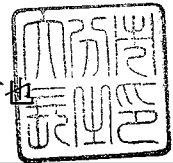
公 示 送 達 書

地方税法第20条の2第1項の規定に基づき、次の書類を公示送達します。

なお、送達すべき書類は、市民部国保年金課に保管していますので受領してください。

令和 8年10月 9日

大分市長 足立 信也



送達すべき書類の名称	後期高齢者医療保険料決定(更正)通知書兼納入通知書 (令和8年度)
送達を受けるべき者の 氏名(名称)	別紙のとおり

(注意)

この書類は、高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、公示を始めた日から起算して7日を経過したときをもって送達されたものとみなされます。

別紙

後期高齢者医療保険料関係書類公示

[illegible]